

八月の農業

水の管理と病害虫防除

越谷農業改良普及所

今月の稻作管理といえば、先づ穂肥と水の管理、病害虫防除の三つの作業に分けられます。今年は七月の天候が低温であつたため穂肥はあまり期待できなくから、水の管理と病害虫防除に重点をおいて戴きたいと思ひます。

一、水の管理：この月の水のかけ引きで特に問題となるのは土用干後の灌水と穂ばらみ出穗期の充分な灌水であります。灌水で土用干を行つた場合完了後ただちに灌水する必要で特に幼穂形成期

ことが必要で灌水することが大切です。幼穂形成期に旱害をうけると旱青立(ひだりあおたれ)となつて不稳になるおそれがあり、又穂ばらみ期及び出穗期は旱害の最もひどい時期で、この中でもとりわけ花粉

の胚のうなど生殖細胞形成期を中心とした二週間前頃と、開花授粉期を中心として最も

解説：昭和三四四年一月一日からメートル法による統一されたが、そのメートル法一本に統一されることは、開花授粉期を中心として最も

解説：昭和三四四年一月一日からメートル法による統一されたが、そのメートル法一本に統一されることは、開花授粉期を中心として最も

解説：昭和三四四年一月一日からメートル法による統一されたが、そのメートル法一本に統一されることは、開花授粉期を中心として最も

34年1月から

なぜ「メートル法」に

計量単位の統一は

何故必要か

昭和卅四年一月一日の意味

昭和卅四年一月一日からメートル法になるというの

方について解説してみましよ

う

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

れば現在すでに日本の計量單

位はメートル法一本とめら

れておりメートル法を使うの

が当り前でもありますただ前

が当り前でもありますただ前

31年國保稅收納結果と

32年國保稅の算出方法は

青年団だより

A世帯(家族4人の場合)		昭和三十一年度保険給付費支払一覧表										(地区別)	
課税総所得金額	固定資産税	被保険者数	療養給付費		療養費		助産費		葬祭費		支払額		
主妻子子計	150,000円 ナシ 子計		件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額			
1所得割	$200,000 \times \frac{1.13}{100} = 2,260$ 円	越ヶ谷	909	4,365	6,863	2,642,635	106	335,517	58	29,000	43	43,000	
2資産割	$3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円	大沢	678	3,378	6,180	1,903,605	68	122,206	54	27,000	26	26,000	
3被保険者均等割	4人×174円=696円	井袋	423	2,673	3,676	1,242,109	98	64,560	61	30,500	45	45,000	
4世帯割	1戸×442円=442円	大森島	455	2,957	4,612	1,299,280	51	43,515	72	36,000	37	37,000	
Aの年間保険税	3,584円	羽出	447	2,903	3,914	1,225,251	361	104,753	66	33,000	36	36,000	
B世帯(家族4人で被保険者3人の場合)		蒲生	512	3,279	4,898	1,699,502	33	65,415	74	37,000	41	41,000	
課税総所得金額	固定資産税	川柳	574	3,111	4,707	1,490,678	93	94,433	66	33,000	40	40,000	
主妻子子計	150,000円 ナシ 子子計	大相模	173	1,091	1,458	492,280	12	25,760	22	11,000	12	12,000	
200,000	3,000	増林	545	3,511	4,722	1,802,217	31	41,072	80	40,000	55	55,000	
3被保険者均等割	3人×174円=522円	新方	626	4,296	5,067	1,692,312	71	177,442	120	60,000	67	67,000	
4世帯割	1戸×442円=442円	計	322	2,127	2,976	1,080,168	64	110,145	49	24,500	34	34,000	
Bの年間保険税	2,845円		5,664	33,691	49,073	16,570,037	958	1,184,826	722	361,000	436	436,000	

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円

4世帯割 1戸×442円=442円

Bの年間保険税 2,845円

(註) ×印(子)は国保の被保険者でない所以得があつても課税対象としない。

×印(子)は会社保険に加入しているので除く。

1所得割 $150,000 \times \frac{1.13}{100} = 1,695$ 円

2資産割 $3,000 \times \frac{6.2}{100} = 186$ 円

3被保険者均等割 3人×174円=522円